

江東区内の管理不全空家等への対応について

1 これまでの経緯

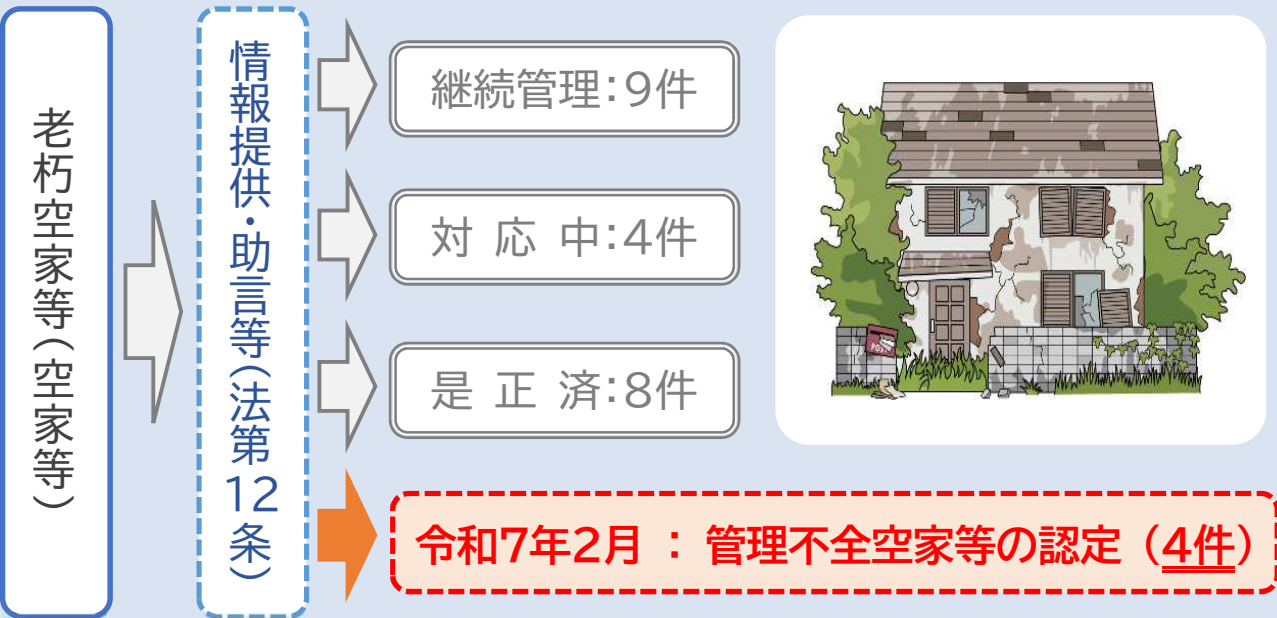
- ▶ 令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等※に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等を管理不全空家等に認定することが可能となった。
- ▶ 令和4年度に実施した江東区老朽空家等実態調査の結果より、江東区内の危険性の高い建物は34件(うち空家等は25件)であり、必要な助言・指導等を行っていく必要がある。

〔表〕江東区内の老朽空家等（令和4年度調査時点）

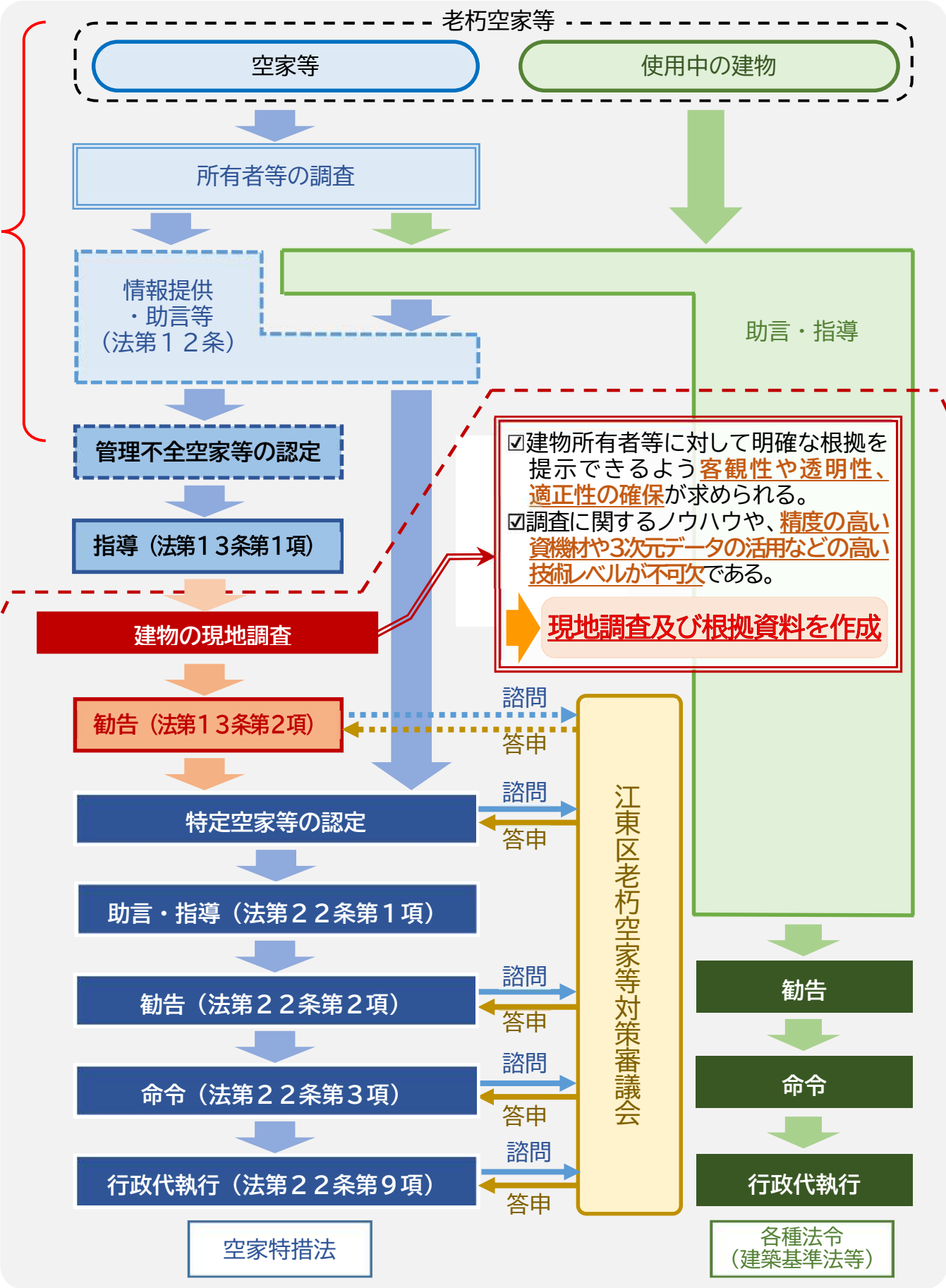
区分	概 要	件 数		
		空家等	使用中の建物	老朽空家等
Aランク	危険性が高い建物	25件	9件	34件
Bランク	危険性がある建物	257件	180件	437件
Cランク	危険性が殆どない建物	510件	—	510件
Dランク	危険性がない建物	322件	—	322件
合 計		1,114件	189件	1,303件

Aランクの空家等のうち、老朽化等の状態が特に著しいものについて、管理不全空家等の認定等を検討

2 管理不全空家等の認定等の検討状況について



※あわせて、建築基準法に基づく指導等も実施



〔図〕老朽空家等への措置フロー